

ご預金等の相続に関するお取扱い説明書

【相続に際してご来店いただく際のおねがい】

- ご提出いただく書類に不備がありますと、お手続きできない場合がありますので、この説明書でご確認ください。
- 相続預金等のお受取りには、お届けいただいた日から数日後になる場合がございますので、何卒ご了承ください。

アルプス中央信用金庫

2016年2月 現在

このたびは誠にご愁傷さまです。謹んでお悔やみ申し上げます。

アルプス中央信用金庫にお取引を頂いておられた方がお亡くなりになり、そのご預金等を相続人が相続される場合の手続きについてご案内いたします。

なお、お亡くなりになられた方にお借入等の取引がある場合にはこの手続きのほか、別途手続きが必要となりますので、窓口へお申し出ください。

1. 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

相続手続きが完了するまで、亡くなった方名義のご預金等のお引き出し・ご入金はお取扱できなくなります。

また、お取引口座等につきましては、次のように取扱わせていただきます。

(1) 口座振替契約	<ul style="list-style-type: none">・口座振替は停止させていただきます。・引続き口座振替のご利用を希望される場合は、別途相続人全員による依頼書の提出等の手続きをお願いします。
(2) 振込入金	<ul style="list-style-type: none">・振込でのご入金につきましては、先方の金融機関に連絡のうえ、振込依頼人様のご指示によりお取扱いいたします。・家賃などの継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座の変更手続きをお願いします。
(3) 総合口座取引	<ul style="list-style-type: none">・総合口座取引で当座貸越がある場合は、総合口座定期預金と相殺させていただきます。
(4) 当座預金取引	<ul style="list-style-type: none">・当座勘定規定にもとづき解約させていただきます。・解約資金は、他のご預金の相続手続き時にお支払いいたします。・未使用の小切手や手形用紙は窓口にお持ちください。・未決済の小切手や手形がございましたら、窓口へお申し出ください。
(5) 貸金庫契約	<ul style="list-style-type: none">・開扉のお取扱は停止させていただきます。・開扉や内容物のお受取り等の手続きは、窓口へお申し出ください。
(6) インターネットバンキング取引	<ul style="list-style-type: none">・利用規定に基づき解約させていただきます。・インターネットバンキングご利用カードを返却していただくこととなりますので、予めご了承ください。

* 詳しくは、お取引の支店窓口へお問い合わせください。

2. 残高証明書または取引推移明細の発行

亡くなられた方の残高証明書または取引推移明細の発行が必要な場合は、つぎのとおりお取扱させていただきますので、窓口にお申出下さい。ただし、当金庫の事情により発行に応じられない場合もございます。

(1) 発行のお申出

残高証明書または取引推移明細は、相続人・相続代理人・遺言執行者・相続財産管理人のいずれかお一人のお申出により発行いたします。

ただし、相続人全員によるお申し出が必要になる場合もございます。

(2) 必要書類

次の書類をお持ち下さい。

- 1) 被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本
- 2) 上記の書類で、相続人であることが確認できない場合は、相続人の戸籍謄本
- 3) 相続代理人、遺言執行者、相続財産管理人であることがわかる書類（委任状、遺言書、遺言執行者選任の審判書、相続財産管理人選任の審判書など）
- 4) 相続人、相続代理人、遺言執行者、相続財産管理人の印鑑証明書
- 5) 別途「残高証明依頼書」「取引推移明細発行依頼書」にご記入のうえ、ご依頼人様の実印を押印ください。
なお、ご預金が当金庫の複数の店舗にある場合は、その店舗分必要となります。
また、融資取引・外貨預金については、別途用紙が必要となります。

(3) 発行手数料

残高証明書・取引推移明細の発行につきましては、所定の手数料をいただきます。

(4) その他

残高証明書または取引推移明細の発行につきましては、即日発行できない場合もございますのでご了承ください。

(参考) 法定相続人になる人の例

- 1) 配偶者
 - ①被相続人の配偶者は常に相続人となり、他に相続人があるときはその人と同順位で相続します。
- 2) 子
 - ①子は第一順位の相続人で、子が数人あれば共同相続となります。
 - ②子には代襲相続がありますので、子が被相続人より先にお亡くなりになっている場合、その子（被相続人の孫）が代襲相続人となります。
- 3) 親
 - ①被相続人に子や代襲相続人がいないときは、まず直系尊属である両親が第二順位の相続人となり、両親が亡くなっている場合は、祖父母が第二順位の相続人となります。
- 4) 兄弟姉妹
 - ①第一順位と第二順位の相続人がいないときは、兄弟姉妹が第三順位の相続人となります。

3. 相続に際してお客様にご提出いただく書類の一覧表

相続手続きの際、次の書類のうち必要書類をご提出いただくこととなりますので、ご面倒でも準備をお願い致します。詳しくは、4ページの「4. 関係書類のご説明」をご覧ください。

(1) 共通書類

	亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本
	相続人の戸籍謄本（上記書類で相続人であることが確認できない場合）
	印鑑証明書（相続手続依頼書および遺産分割協議書に署名捺印されている方全員）
	被相続人名義の通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫カードなど

(2) ご相続形態別の必要書類

	協議分割する場合は、遺産分割協議書
	調停分割の場合は、調停調書謄本
	審判分割の場合は、審判書謄本と確定証明書
	遺言の場合は、公正証書遺言または自筆証書遺言・秘密証書遺言 *公正証書遺言以外の場合は、家庭裁判所の検認調書または検認証明書が必要
	遺言執行者による場合は、 ①遺言によって遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者の方の印鑑証明書 ②家庭裁判所によって遺言執行者が選任されている場合は、選任に関する審判書謄本 および遺言執行者の方の印鑑証明書 *遺言執行者選任証明書がある場合は、審判書謄本に代えることができます。 ③公正証書遺言の場合は、被相続人の除籍謄本
	遺言執行者によらない場合は、受遺者の方の印鑑証明書
	相続放棄申述受理証明書

(3) 当庫で所定のものが用意してある書類

	相続手続依頼書
	相続人確認表
	受領書（振込の場合は不要）
	貸金庫の契約解除関係書類
	印鑑票（名義書替する場合）
	非課税貯蓄死亡届出書
	非課税貯蓄相続申込書
	残高証明発行依頼書・取引推移明細発行依頼書

4. 関係書類のご説明

(1) 被相続人（亡くなられた方）の関係書類

書類名	ご説明
1) 戸籍（除籍）謄本	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の変更や、結婚等で戸籍が移動している場合、その全てが必要です。従って、市区町村の窓口で戸籍謄本を請求される際には、次のように話して請求してください。 「相続に必要なため、被相続人が生まれて以降死亡までの連続した戸籍謄本（改製原戸籍を含む）を発行してください。」 *必要に応じ、この冊子を市区町村の戸籍窓口担当者に提示してください。
2) 当金庫との取引書類	<ul style="list-style-type: none"> 通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫カードなど。

(2) 相続人関係書類

書類名	ご説明
1) 戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人の戸籍（除籍）謄本で、被相続人と全ての相続人の続柄が確認できる場合は不要となります。 上記以外の場合は、相続人の続柄を確認するための戸籍謄本が必要となります。
2) 印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> 相続手続依頼書および遺産分割協議書へ署名捺印される方について各1通ずつ必要です。 被相続人の亡くなった日以降の市区町村発行のものをお願いします。 海外に住居のある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。
3) 相続手続依頼書 (当金庫制定書式)	<ul style="list-style-type: none"> 相続人、受遺者、遺言執行者それぞれご署名のうえ、実印を押印してください。 ご記入内容に相違がありますと、相続関係者等全員の訂正印または再度のご記入が必要となる場合がございますので、ご記入相違が無いようご留意ねがいます。
4) 受領書	<ul style="list-style-type: none"> 現金お受取りになられる方がご署名のうえ、登録印（実印）を押印してください。（振込の場合は不要です。）

<ご注意>

保護預り等債権を売却される場合は、時価による売却となる為、額面割れが発生する場合がございますのでご注意ください。

書類が整いましたら、当店窓口へご提出ください。

【参考】法定相続

民法の定めでは、次のように順位および割合が決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

【○印：遺族がいる場合 ×印：遺族がいない場合】

遺族	配偶者	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	子	○	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
	父母	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×
	兄弟姉妹	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○
法定相続分	配偶者 (常に相続人)	1/2	2/3	3/4	全部	-	-	-	-	-	-	-
	子 (第一順位)	1/2	-	-	-	全部	全部	全部	全部	-	-	-
	父母 (第二順位)	なし	1/3	-	-	なし	なし	-	-	全部	全部	-
	兄弟姉妹 (第三順位)	なし	なし	1/4	-	なし	-	なし	-	なし	-	全部
遺留分	配偶者	1/4	2/6	1/2	1/2	-	-	-	-	-	-	-
	子	1/4	-	-	-	1/2	1/2	1/2	1/2	-	-	-
	父母	なし	1/6	-	-	なし	なし	-	-	1/3	1/3	-
	兄弟姉妹	なし	なし	なし	-	なし	-	なし	-	なし	-	なし

Memo